

令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する 小金井市物価高騰対策給付金（子ども加算） （5万円/18歳以下の子1人あたり）のご案内

- 物価高騰対策給付金（子ども加算）は、18歳以下の子どもを扶養する世帯のうち、**令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税**となる世帯や令和6年1月から令和6年9月までに予期せず家計が急変した世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、物価高騰対策給付金（1世帯あたり10万円）とは別に、申請期限までに**手続きが必要**です。

支給額

対象世帯で扶養されている**18歳以下**
（平成18年4月2日生まれ以降）の子
1人あたり **5万円**

申請期限

令和6年10月15日（火）まで

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

扶養されている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子がおり、
基準日（令和6年6月3日）時点で小金井市に住民登録がある、世帯全員の

- 令和6年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- 令和6年度「住民税均等割のみ課税」の世帯
- 扶養されている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子**がおり
申請時点かつ基準日（令和6年6月3日）時点で小金井市に住民登録がある、**予期せず**令和6年1月～9月の収入が減少し「住民税均等割のみ課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

以下に該当する世帯は対象とはなりません。

○**令和5年度に実施した、令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金※の支給対象世帯**（辞退等の理由で未受給の場合も含む）

※小金井市における、小金井市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）に相当する、他自治体の給付金対象者も含む

○租税条約に基づく令和6年度住民税の免除を届け出ている方がいる世帯

○令和6年度住民税課税者に税法上扶養されている住民税非課税世帯

支給までの流れ・支給時期は裏面をご確認ください。

支給までの流れ・支給時期

小金井市から
「確認書」
または
「申請書」
が送付された世帯

※世帯状況に応じて
7月中旬以降
順次送付

小金井市から申請書類が送付されない
支給対象世帯

(例)

- ・令和6年6月4日以降に新生児が生まれた世帯
- ・別世帯だが、扶養している児童がいる世帯
- ・予期せず令和6年1月～9月の収入が減少し「住民税が均等割のみ課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）
- ・令和6年度住民税が未申告の世帯等

申請様式を市ホームページ
からダウンロード

提出
期限

必要な書類と併せて
10月15日（火）
までに返送



提出書類と併せて
10月15日（火）
までに下記の窓口に提出（郵送可）

支給
時期

不備のない書類を、市が受理した日から
おおむね**30日後**に口座振り込み

お問合せ先 小金井市物価高騰対策給付金担当

【コールセンター】

TEL: 042-316-1220

FAX: 042-316-1222 (聴覚障がいのある方など)

【相談・受付窓口】

小金井市前原暫定集会施設1階

(小金井市前原町3-33-27)

【受付時間】

○相談・受付窓口、コールセンターともに

平日 午前9時から午後5時まで



物価高騰対策給付金の
「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意
ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

